



2026年8月3日

各 位

会 社 名 株式会社 トーシンホールディングス
代表者名 管財人 石 田 雅 文
管財人 栗 田 口 太 郎
(コード: 9444 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 管理部長 旭 萌々子
(TEL. 052 - 262 - 1122)

(開示事項の経過)

会社更生手続開始決定に対する株主による即時抗告の棄却決定に関するお知らせ

2026年6月12日付「会社更生手続開始決定に対する株主による即時抗告のお知らせ」及び2026年6月15日付「(訂正)「会社更生手続開始決定に対する株主による即時抗告のお知らせ」の一部訂正について」にて公表しましたとおり、東京地方裁判所により2026年5月8日付でなされた当社における会社更生手続開始決定に対して、石田ゆかり氏及び株式会社ジェットにより、それぞれ、即時抗告(以下総称して「本即時抗告」といいます。)が行われておりましたが、東京高等裁判所は、2026年7月28日付で、本即時抗告をいずれも棄却する旨の決定(以下「本棄却決定」といいます。)を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本棄却決定のあった裁判所及び年月日

東京高等裁判所
2026年7月28日

2. 本即時抗告を行った抗告人の概要

株式会社ジェット(当社株主)
石田ゆかり氏(当社株主)

なお、同氏は、当社の取締役であり、また、株式会社ジェットの監査役でもあります。

3. 本棄却決定に至った経緯

当社は、2026年5月8日に、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行い、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、当社の代表取締役であった石田雅文及び申立代理人であった弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。当社の株主であり当社の取締役でもある石田ゆかり氏及び当社の株主である株式会社ジェットは、上記会社更生手続開始決定を不服として、東京高等裁判所に対し、石田ゆかり氏は2026年6月3日付で、株式会社ジェットは2026年6月8日付で、即時抗告を行いました。

本即時抗告に対し、東京高等裁判所は、①当社には支払不能が生ずるおそれがあり、会社更生法第17条第1項第1号の事由があると認められること、②更生計画案作成の見込みがないことが明らかであるとはいえないこと、③更生計画案の可決又は更生計画の認可の見込みがないことが明らかであるとはいえないこと、④当社の再建につき会社更生手続を選択し、更生担保権者の権利行使の抑制を図るとともに、株式会社ジェットないし当社の元代表取締役である石田信文氏の株主としての影響力の抑制を図ることについては一定の合理性があるものと認められ、当社の会社更生手続開始の申立てが不当な目的でされ、又は誠実な目的でされたものでは

ないとは認められないこと、⑤当社の会社更生手続開始の申立てに係る会社法上の手続違背は認められないことなどを理由に、2026年7月28日付で本棄却決定をし、当社は、2026年7月31日に本棄却決定の決定書を受領いたしました。

4. 本棄却決定の内容

- (1) 本件各抗告をいずれも棄却する。
- (2) 抗告費用は各抗告人の負担とする。

5. 管財人解任の申立ての棄却

本即時抗告に関連して、石田ゆかり氏及び当社グループの従業員4名より、管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎を当社の管財人から解任するよう求める申立てが、それぞれ、東京地方裁判所に対して行われておりましたが、東京地方裁判所は、従業員4名による上記申立てについては2026年7月16日付で、石田ゆかり氏による上記申立てについては2026年7月27日付で、いずれも棄却する旨の決定を行いました。

なお、当社は、2026年6月9日付「当社管財人の解任申立てに係る取締役会決議に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、2026年5月28日開催の株主による招集に係る臨時株主総会を経て当社の取締役会の構成に変更が生じたところ、2026年6月5日に開催された当社の取締役会において管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎を当社の管財人から解任するよう東京地方裁判所に申し立てることが決議されておりましたが、当社による上記申立ては確認されておりません。

6. 今後の見通し（管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎の意見）

管財人としては、本棄却決定につきましては、裁判所より公正かつ妥当な判断がなされたと考えております。管財人としては、引き続き2026年5月8日付「株式会社トーシンホールディングス再建計画」について」にて公表した再建計画を履行することにより再建を図り、かつ、2026年5月26日付「改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ」にて公表した改善計画に従って、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題にも対処してまいります。

以 上